

# 死亡労働災害撲滅に向けた緊急アピール

～昨年1年間の22人を超える死亡災害が発生～  
9月下旬までに県内で23人の尊い命が失われる

本年、茨城県内において労働災害により亡くなられた方は23人で、昨年の22人を超え、憂慮すべき事態となっております。死亡労働災害は、被害者の命を奪った上に、その家族の幸せな生活も一瞬にして破壊してしまいます。また、会社の経営にも重大な影響を与えかねません。

安全を第一として労使が一体となって労働災害を防ぐための努力をするとともに、ご家族にも、ぜひ関心を持っていただきたいです。

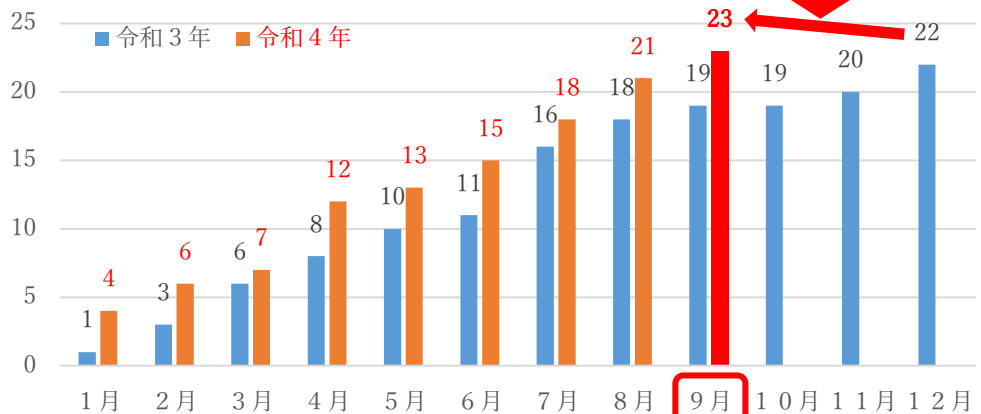
令和4年死亡労働災害(事故の型別)



4つの事故の型で  
4分の3以上を占めています。

すでに令和3年1年間に発生した死亡労働災害件数を超えている

死亡労働災害の状況(対前年比)



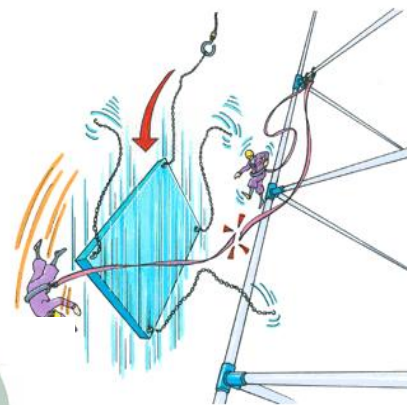
## 事例1

プレス機械を使用してトラック部品に使用する金属製品を成形作業中、製品にバリが発生したため、金型付近を点検していたところ、下降してきた金型に頭部と右腕をはさまれて死亡した。



## 事例2

溶断した鋼製の柵を地上に下ろす作業中、高さ10メートル下に墜落し死亡した。



## 事例3

フォークリフトを運転して下り坂の道路を走行中、敷地内に入るために右折する際、曲がり切れずに横転し、その下敷きになった。



(注)イラストの出典元:職場のあんぜんサイト

茨城県内の令和4年死亡労働災害の詳細はこちらを御確認ください



# ワンポイント対策！

## はさまれ・巻き込まれ

- ・ 回転機器等のアーム等の回転範囲への立ち入り制限設計：  
アーム等の回転範囲内に容易に人が入れないように柵等を設置したり、柵に施錠等を行う措置や動線を考慮した余裕のある作業範囲を確保
- ・ 電源カバーの採用：  
身体等が当たり誤って電源が入って（又は切れて）はならないスイッチ等にはカバーを採用
- ・ 可動部分への手指等の接触防止措置（危険源の隔離）
- ・ 安全ブロック、固定治具、吊り具等の使用
- ・ センサー等検知による駆動部の停止
- ・ 機械装置の修理・調整・検査清掃等を行う場合は運転を停止するとともに、機械の電源をOFF

## 墜落・転落



- ・ 作業床を設け、端部に手すり、下さん等を設ける。
- ・ 手すりを外した場合の現状復帰を都度行う。
- ・ 工具や部材が落ちないようにする。
- ・ 開口部などには囲いを設ける。
- ・ 囲いの設置が困難な場合には防網等を設ける。
- ・ 作業床の設置が困難な場合は規格に適合した墜落制止用器具を使用する。
- ・ はしごは上部と下部を固定する。
- ・ はしごの使用時には規格に適合した墜落制止用器具を使用する。
- ・ 脚立は開き止め金具を使用する。
- ・ 脚立は十分な広さの踏み面があるものを使用する。



## フォークリフト

- ・ 制限速度や安全通路等フォークリフトを使用する際のルールを定めて見やすい場所に掲示する。
- ・ 通路の死角部にミラー等を設置する。
- ・ フォークリフトが走行する場所と歩行通路を区分する。

労災事故の一番の被害者は、被災者自身とその家族です。家庭でも、「ヒヤリ・ハット」についてぜひ話し合しましょう。